

新型コロナウイルス感染症対策の理由以外で「遠隔授業」で実施する授業科目について

令和4年度の医学部医学科の授業実施にあたっては、感染防止対策を徹底したうえで、対面での授業を中心に行う予定です。また、遠隔授業を活用した方が教育効果を有すると判断した一部科目については、遠隔での授業も実施します。

なお、「大学設置基準」(文部省令)及び本学教学規則に基づき、学部(学士課程)における**卒業要件単位数に含めることのできる「遠隔授業(感染防止対策以外)」の単位数の上限は医学部医学科においては76単位***となります。

* 上限単位数は令和4年度現在です。今後変更になる可能性があります。

令和4年度医学部医学科開講科目のうち、上限の対象となる「遠隔授業(感染防止対策以外)」は以下のとおりです。

○高度教養科目「臨床研究システム論」(1単位)・1M932

現状では医学部医学科学生の卒業要件単位数に影響することはありませんが、今後対象科目が増える可能性がありますので、履修計画を立てる際には注意するようにしてください。

また、全学共通授業科目及び他学部開講科目においても該当する授業科目がありますので、遠隔授業を履修する際は、「遠隔授業(感染防止対策以外)」の該当の有無について、各学部HP等によく確認して履修して下さい。

※なお、令和2、3年度に遠隔授業で修得した単位については、すべて新型コロナウイルス感染症対策による特別措置として上限単位数の対象外になります。

【参考】

○本学HP 「卒業要件単位に含めることのできる「遠隔授業」の単位数について」

https://www.kobe-u.ac.jp/NEWS/sub_student/2022_03_24_01.html

○教養教育院HP 「「遠隔授業」にかかる取得単位数の取扱いについて(教養教育院)」

http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/jimu/kyomu/enkaku_max60.pdf